

# 市職員募集

都留市職員の採用試験を次のとおり行います。

一、採用予定人員  
 上級職(事務職) 若干名

(技術職(建築・土木・自然観察指導員))

初級職(事務職) 若干名

(技術職(土木)) 若干名

消防職(上級職・初級職) 若干名

司書 若干名

二、受験資格  
 地方公務員法第十六条の欠格条項のいずれかに該当する方、または日本国籍を有しない方は、受験できません。

(一)上級職(事務職)  
 昭和四十二年四月二日から昭和四十九年四月一日までに生まれた方で、大学卒業(平成八年三月卒業見込みを含む。)以上の方。

(二)上級職(技術職)  
 昭和三十五年四月二日から昭和四十九年四月一日までに生まれた方で、大学卒業(平成八年三月卒業見込みを含む。)以上の方。

(三)自然観察指導員  
 昭和四十二年四月二日から昭和四十九年四月一日までに生まれた方で、大学卒業(平成八年三月卒業見込みを含む。)以上で、学芸員の資格を有する方(平成八年三月三十一日までに

資格取得見込みの方を含む。)で動植物の生態等に精通している方。

(四)初級職(事務職・技術職)  
 昭和四十六年四月二日から昭和五十三年四月一日までに生まれた方で、高等学校卒業(平成八年三月卒業見込みを含む。)以上の方。

(五)消防職(上級職・初級職)  
 ア 上級職 昭和四十二年四月二日から昭和四十九年四月一日までに生まれた方で、大学卒業(平成八年三月卒業見込みを含む。)以上の方。

イ 初級職 昭和四十六年四月二日から昭和五十三年四月一日までに生まれた方で、高等学校卒業(平成八年三月卒業見込みを含む。)以上の方。

上級・初級とも身体強健、身長百六十センチ・体重五十二キログラム以上あり、視力・色覚・聴力が正常である方。

(六)司書  
 昭和四十二年四月二日から昭和五十一年四月一日までに生まれた方で、司書の資格を有する方。(平成八年三月三十一日までに資格取得見込みの方を含む。)

三、受験手続き・受付期間等  
 八月一日(火)から十六日(水)までに受験申込書(受験票付き)に必要書類を添付して、市役所庶務課まで提出してください。

(受験申込書は市役所庶務課で、七月一日から配布します。)

四、試験日・会場  
 第一次試験

九月十七日(日) 市役所大会議室

第二次試験 (第一次試験合格者のみ) 十月中旬

五、試験の方法 (一)第一次試験(筆記試験) 一般教養問題・適性検査等・作文、その他に技術職は専門試験があります。

(二)第二次試験(口述試験)面接

六、合格者発表 第一次試験合格者 十月上旬 最終合格者 十一月上旬

七、問合先 市役所庶務課 職員係

◎財団法人都留楽友協会(文化ホール)職員の採用試験を次のとおり行います。

(財)都留楽友協会(文化ホール)職員の採用試験を次のとおり行います。

一、採用予定人員 技術職(舞台機構、音響、照明、施設管理) 若干名

二、受験資格 昭和四十年四月二日から昭和五十三年四月一日までに生まれた方で、高等学校卒業(平成八年三月卒業見込みを含む。)以上の方。

以下、受験手続、受付期間、試験日、会場、試験の方法、合格発表等、市採用試験に同じ。

◎看護婦・看護助手の募集  
 市立病院の看護婦および看護助手を募集しますので希望者は、次の場所まで連絡してください。

問合先 市立病院事務室

## ご存知ですか 戦没者等の遺族の皆さん 特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は、戦後50年にあたり、国が改めて戦没者の遺族の皆さんに対して、弔意を表すために支給されるものです。特別弔慰金を受けることができるのは、満州事変(昭和6年9月18日)以後の戦没者等の遺族の皆さんです。ただし、平成7年4月1日現在、戦没者に係る公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に限られます。※この特別弔慰金は、該当者の請求により、支給されます。

請求の期限  
 平成10年3月31日  
 問合先  
 市福祉事務所 老人福祉係

## 傷病賜金(目症)の支給要件が緩和されました

恩給法の改正により、七月一日から傷病賜金(目症)の支給要件が緩和されました。下士官以下の旧軍人で、公務により受傷し、その障害の程度が第一目症または第二目症である方に、傷病賜金(一時金)が支給されることになりました。支給額は、第一目症四八、〇〇〇円、第二目症三三、〇〇〇円です。

なお、過去に傷病恩給や傷病賜金を受けたことがある方は、対象とはなりません。

問合先  
 山梨県厚生部部長寿社会課恩給担当  
 ☎0552(37)1111  
 (内線3121・3124)  
 総務庁恩給局第一課  
 ☎03(5273)1330

## 余暇ライフプラン大賞の募集予告

余暇の過ごし方について、体験や夢などを都留市在住の方から募集します。詳しくは広報八月号にてお知らせします。

## 寄付金 (敬称略)

老人福祉のために  
 中島房子とそのグループ七宝展  
 代表 中島房子 金30,000円

**7月は「労働者派遣事業適正推進月間」です。**

自分の雇用する労働者を派遣先の指揮命令のもとに労働させることが『労働者派遣』ですが、これを行うことができるのは16の業務に限定されています。また、これを行うためには、許可、届け出が必要となります。違法な派遣については、行わないよう受け入れないようにしましょう。

詳しいお問い合わせは  
 ハローワーク都留  
 ☎43-5141